



津山っ子はぐみQ&A

今月のポイント ー自転車のマナーー

Q 高校生の自転車のマナーが悪いように感じます。2人乗りや並列運転も危ないのですが、特に雨の日の傘差し運転は、自動車に乗っていてヒヤッとしたことがあります。どうにかなりませんか？

A 学校では、雨の日のかっぱ着用などの自転車のマナーについて指導していますが、なかなか守られていないようです。しかし、これは高校生に限ったことではなく、大人でも自転車の交通ルールを守らない人が多いようです。最近では携帯電話を使いながらの運転も見られ、非常に危険です。高校生にも指導していますが、大人も手本となるように気をつけたいですね。ちなみに道路交通法では次の乗り方が禁止されています。

夜間の無灯火
5万円以下の罰金



傘差し運転・携帯電話の使用
5万円以下の罰金



2人乗り

2万円以下の罰金または料
※幼児などの例外あり



並列進行

2万円以下の罰金または料
※幼児などの例外あり



自転車のマナーについての問い合わせ先 環境生活課 32-2056

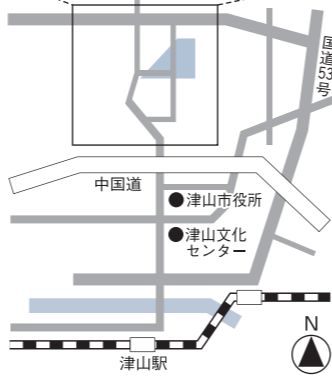
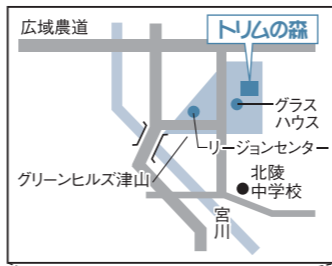
青少年育成センター

さいざい はろーごー
市役所東庁舎3階 31-8650

家族のこと、友だちのこと、青少年の悩みごと、ご相談ください。



スポット情報



Spot.16 トリムの森 (グリーンヒルズ津山)

芝生の上って気持ちいい!

緑の風渡るさわやかなグリーンヒルズ津山。四季折々の花や風景が訪れた人の目を楽しませ、憩いの場所として親しまれています。また、メイン施設の大規模温水プール「グラスハウス」は、年間を通してレジャーや健康づくりに利用されています。

この「グラスハウス」の北側に、子どもたちや家族連れに人気のスポット「トリムの森」があります。芝生が広がる一帯にいろいろな遊具が設置されており、その中でも大型滑り台やターザンロープと呼ばれるアスレチック遊具は特に人気です。休日にはお弁当を持った家族連れが訪れ、子どもたちの歓声が広がります。木陰には、元気に遊ぶ子どもたちのようすを見守るお父さんやお母さん。中には読書や昼寝をする姿も見られます。

この日、家族で訪れていた年岡駿くん(河辺小2年)は「バドミントンで遊ぶこともあるし、おもしろいのは長い滑り台



この自然の空気が好き」と楽しそう。お母さんの年岡礼子さんは「休日には公園に遊びに出かけますが、この場所は子どものリクエストにもよくあがってきます。子どもを見守りながら私もリフレッシュできます」と魅力を教えてくれました。

家族でふれあい、のんびり過ごす休日に「トリムの森」はぴったりですね。



問い合わせ先 環境生活課 32-2056

ISO14001 自己適合宣言!!

ISO14001とは省資源・省エネなど、環境にやさしい事業活動の目標を決め、その達成に向けて、環境保全活動を進めていく国際規格です。

津山市役所では、平成14年3月にISO14001の認証を取得しています。今までは、外部認証機関による審査を受けていましたが、今後は「規格に合っているかどうかを、自分たちで確認し決定すること」という「自己適合宣言」の方法に変えることにしました。4月25日には式典を開催し、市長自ら自己適合宣言を表明しました。

今後は、新しい環境方針のもと、システムの継続的な改善を図り、身近なところから環境保全の推進に取り組んでいきます。

ISO14001とは省資源・省エネなど、環境にやさしい事業活動の目標を決め、その達成に向けて、環境保全活動を進めていく国際規格です。

宣言書と環境方針は、市役所1階に掲示しているのじゃ。

問い合わせ先 環境生活課 32-2056

なるほど しらしの豆知識

なるほど しらしの豆知識

悪質商法にご用心! ~火災警報器の場合~

「法律の改正で、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。すぐに設置しないと義務違反になるので、ご購入ください」と1個5万円の警報器を訪問してきた販売業者に勧められました。

消防法の改正に便乗した悪質商法です。住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して警報音で火災の発生を知らせる装置。逃げ遅れの防止や火災被害の軽減のために、法律で設置が義務付けられました。

- ・ 新築住宅は今年6月1日から設置
- ・ 既存住宅は平成23年6月1日から設置
- ・ 1個5千円から1万円程度

★こんな業者にご注意!

- 「消防署から来ました」と消防職員のふりをして販売する
- 「警報器設置のための点検も義務です」とうそをついて、点検手数料を要求する
- 「今すぐ購入しないといけない」と言って、急がせて購入させようとする
- 必要な性能を満たしていない製品を、高額で販売する

訪問販売など、その場で契約を求められた場合は、不用意に契約せず、不審に思ったときは、はっきり断ることが大切です。

困ったときには、市民相談室へ!!
市役所1階市民相談室 32-2057

問い合わせ先 環境生活課 32-2056